

平成 2 9 年

工 業 統 計 調 査 結 果 表

岡 山 県

目 次

利用に当たって	1
I 平成29年工業統計調査結果	
第1 調査結果の概要	10
1 概況	10
2 従業者4人以上の事業所の状況	
(産業別の状況)	
(1) 事業所数	13
(2) 従業者数	14
(3) 現金給与総額	15
(4) 製造品出荷額等	16
(5) 原材料使用額等	17
(6) 生産額	18
(7) 付加価値額	19
(従業者規模別の状況)	
(1) 事業所数	20
(2) 従業者数	21
(3) 製造品出荷額等	22
(4) 現金給与総額	23
(5) 原材料使用額等	23
(6) 生産額	23
(7) 付加価値額	23
(水島工業地帯の状況)	
(1) 事業所数	27
(2) 従業者数	27
(3) 製造品出荷額等	27
(4) 水島工業地帯の全県に占める割合	28
(市町村別の状況)	
(1) 事業所数	32
(2) 従業者数	32
(3) 現金給与総額	32
(4) 製造品出荷額等	33
(5) 原材料使用額等	33
(6) 粗付加価値額	33
3 従業者30人以上の事業所の状況	
(産業別の状況)	
(1) 事業所数	36
(2) 従業者数	36
(3) 現金給与総額	36
(4) 製造品出荷額等	36
(5) 原材料使用額等	37
(6) 付加価値額	37

表 2-1	産業中分類別	事業所数の推移（全事業所）	84
参考	旧産業中分類別	事業所数の推移（平成 10 年から 17 年まで） （全事業所）	85
表 2-2	産業中分類別	従業者数の推移（全事業所）	86
参考	旧産業中分類別	従業者数の推移（平成 10 年から 17 年まで） （全事業所）	87
表 2-3	産業中分類別	製造品出荷額等の推移（全事業所）	88
参考	旧産業中分類別	製造品出荷額等の推移（平成 10 年から 17 年まで） （全事業所）	89
表 3	従業者規模別	事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	90
表 4-1	水島工業地帯	産業中分類別 事業所数の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	92
参考	水島工業地帯	旧産業中分類別 事業所数の推移 （平成 10 年から 19 年まで）（従業者 4 人以上の事業所）	94
表 4-2	水島工業地帯	産業中分類別 従業者数の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	96
参考	水島工業地帯	旧産業中分類別 従業者数の推移 （平成 10 年から 19 年まで）（従業者 4 人以上の事業所）	98
表 4-3	水島工業地帯	産業中分類別 製造品出荷額等の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	100
参考	水島工業地帯	旧産業中分類別 製造品出荷額等の推移 （平成 10 年から 19 年まで）（従業者 4 人以上の事業所）	102
表 5	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、生産額、付加価値額、 原材料使用額等、減価償却額、現金給与総額、有形固定資産年末現在高 及び投資総額の推移（従業者 30 人以上の事業所）		104
表 6	単位当たり統計（従業者 30 人以上の事業所） 1 事業所当たり、従業者 1 人当たり、各種比率		104
表 7	1 日当たり水源別・用途別工業用水使用量 （従業者 30 人以上の事業所）		106

IV 統計表

1 従業者 4 人以上の事業所によるもの

第 1 表	産業細分類別		
第 1 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	110	
第 1 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	136	
第 2 表	市町村別、産業中分類別		
第 2 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	150	
第 2 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	182	
第 3 表	産業中分型別、従業者規模別		
第 3 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	198	
第 3 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	216	
第 4 表	水島工業地帯 産業中分類別		
第 4 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	226	
第 4 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	228	
第 5 表	水島工業地帯 従業者規模別		
第 5 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	230	
第 5 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	232	
第 6 表	県民局別、産業中分類別		
第 6 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	234	
第 6 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	240	

第7表	県民局別、従業者規模別	
第7表の1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	244
第7表の2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	246
第8表	産業中分類別、従業者規模別 雇用者1人当たり年間現金給与額	248
2	従業者30人以上の事業所によるもの	
第9表	産業小分類別	
第9表の1	事業所数及び従業者数	252
第9表の2	製造品出荷額等、製造品在庫額、半製品・仕掛品の在庫額 及び生産額	260
第9表の3	原材料使用額等、原材料・燃料の在庫額及び減価償却額	268
第9表の4	付加価値額、現金給与総額及び各種比率等	276
第10表	従業者規模別	
第10表の1	事業所数及び従業者数	284
第10表の2	製造品出荷額等、製造品在庫額、半製品・仕掛品の在庫額 及び生産額	286
第10表の3	原材料使用額等、原材料・燃料の在庫額及び減価償却額	288
第10表の4	付加価値額、現金給与総額及び各種比率等	290
第11表	水島工業地帯 産業中分類別	
第11表の1	事業所数及び従業者数	292
第11表の2	製造品出荷額等、製造品在庫額、半製品・仕掛品の在庫額 及び生産額	294
第11表の3	原材料使用額等、原材料・燃料の在庫額及び減価償却額	296
第11表の4	付加価値額、現金給与総額及び各種比率等	298
第12表	産業中分類別 有形固定資産増減額	300
第13表	従業者規模別 有形固定資産増減額	304
第14表	水島工業地帯 産業中分類別 有形固定資産増減額	308
3	工業用地、工業用水（従業者30人以上の事業所）	
第15表	産業中分類別 工業用地面積、工業用水量	314
第16表	従業者規模別 工業用地面積、工業用水量	315
4	品目別によるもの	
第17表	品目別 製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）	318
V	調査票	
甲票	及び 乙票	352

利用に当たって

I 工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

3 調査の期日

平成29年工業統計調査(平成28年実績)は、平成29年6月1日現在で実施した。

なお、平成29年工業統計調査において、調査日を12月31日から翌年6月1日に変更したため、事業所数、従業者数については平成29年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成28年1月～12月の実績により調査している。

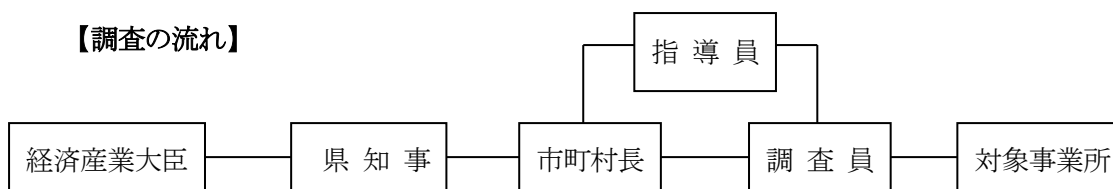
4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く)を調査の対象としている。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票乙」を用い、報告者(事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。)の自計により行っている。

【調査の流れ】



6 調査項目の見直し

平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っている。

- (1) 従業者数……「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)により策定された標準的な指針にそって変更
- (2) 出荷額等に係る消費税の取扱い……従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- (3) 工業用地及び工業用水……………一部廃止
- (4) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額……………廃止
- (5) 常用労働者毎月末現在数の合計(工業調査票甲)……………廃止
- (6) リース契約による契約額及び支払額(工業調査票甲)……………廃止

II 用語の説明

1 事業所数は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

2 従業者数は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\text{従業者数} = \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} + \text{常用雇用者} (\text{③正社員・正職員としている人} + \text{④③以外の人(パート・アルバイトなど)}) - \text{⑦送出者} + \text{⑧出向・派遣受入者}$$

- ・ 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいう。
 - ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。
 - イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のもは含まない。
- ・ 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ・ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員、正職員としている人」及び「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に分けられる。
 - a) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
 - b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
 - c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。
- ・ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- ・ 「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- ・ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など)をいう。
- ・ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ・ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

3 現金給与総額は、平成 28 年 1 年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

4 原材料使用額等は、平成 28 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 28 年 1 年間に於いて、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。
- 5 製造品出荷額等**は、平成 28 年 1 年間に於ける製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。
- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、平成 28 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
- ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成 28 年中に返品されたものを除く)
- エ くず廃物の出荷額
- ② 加工賃収入額とは、平成 28 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。
- 6 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業者 30 人以上の事業所)**は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- 7 有形固定資産の額(従業者 30 人以上の事業所)**は、平成 28 年 1 年間に於ける数値であり、帳簿価額によっている。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- ア 土地
- イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)
- ウ 機械及び装置(附属設備を含む。)
- エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章している。
- 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減(増加額 - 減少額)
- 8 工業用地**
- ① 敷地面積とは、平成 29 年 6 月 1 日現在に於いて、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積をいう。
- ② 建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。なお、平成 29 年 6 月 1 日現在、建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれる。
- ③ 延べ建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。
- 9 工業用水**
- ① 水源別用水量
- ア 公共水道 都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。
- a 工業用水道 飲料に適さない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水をいう。
- b 上水道 一般の水道のことで、飲料に適する水を供給する水道(上水道)から取水した水をいう。
- イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水 「ア 公共水道」「イ 井戸水」以外の淡水をいう。
 例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水(地表水)、河川敷及び旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水(伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

10 集計の算式

ア 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

※ただし、従業員 29 人以下の事業所は、製造品出荷額 + 加工賃収入額を生産額とみなして計算している。

イ 付加価値額(粗付加価値額)

ア) 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額

イ) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料使用額等

*1: 平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2: 推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

ウ 投資総額 = 土地の取得額 + 有形固定資産(土地を除く)の取得額 + 建設仮勘定の年間増減

エ 1 事業所当たりの製造品出荷額等 =
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))}{\text{事業所数}}$$

オ 1 事業所当たりの付加価値額 =
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$$

カ 従業者 1 人当たりの製造品出荷額等 =
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))}{\text{従業者数}}$$

キ 雇用者 1 人当たりの現金給与額 =
$$\frac{\text{雇用者に対する現金給与額} \text{ (従業員 29 人以下の事業所は現金給与総額)}}{\text{有給役員数} + \text{常用雇用者数}}$$

ク 従業者 1 人当たりの付加価値額 =
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

		$\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} (*1) + \text{推計消費税額} (*2))} \times 100$	×100
ケ	原材料率	=	
コ	減価償却率	=	×100
サ	付加価値率	=	×100
シ	現金給与率	=	×100
ス	労働分配率	=	×100

III 利用上の注意

1 工業統計調査用産業分類

① 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本 編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき紙製造業(1421洋紙製造業、1423機械すき紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき紙製造業

② 「中分類18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製 造 品 名	分 類	製 造 品 名	分 類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆 器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手 袋	2051	うちわ・扇子・ちようちん	3283
耐火物	215	ほうき・ブラシ	3284
と 石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
歯車	2531	魔法瓶	3289
目盛りのついた三角定規	2739	看板、標識機	3292
注射筒	2741	パレット	3293
義 歯	2744	モデル、模型	3294
装備品・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	工業用模型	3295
かつら	3229	レコード	3296
時計側	3231	眼鏡	3297
楽 器	324		
がん具、運動用品	325		

2 回収率は、次のとおりである。

調査対象事業所数①	調査票回収数②	回収率②/①	集計事業所数
3, 455	3, 286	95. 1%	3, 272

注1・調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事務所数及び操業開始後未出荷の事業所を含まない。

注2・回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3・調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は、無効回答事業所数である。

3 事業所の規模区分は平成29年6月1日現在の従業者数によった。

4 全国の数値については、経済産業省の公表値を掲載している。

5 この結果表は本県で独自に集計したもので、経済産業省が発表する工業統計の数値と相違することがある。

6 この結果表では、金額及び金額を用いて計算される値はすべて万円単位で計算を行い、表記するにあたって単位未満の値を四捨五入している。従って、表中の数値を計算することによって得られる実数、比率及び計の値が表中の実数、比率及び合計数値と一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。

7 産業別集計のための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 製造品が単品のみ事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番

号のうち、前記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業(転炉・電気炉を含む)」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

8 品目別集計表(第17表)は産業の格付けとは関係なく、事業所が実際に生産した製造品の出荷額等が集計されているため、従業者4人以上の事業所に関する産業分類別の統計表とは一致しない。また、産業分類別の事業所数については、内訳の品目別事業所数を合計した値であり、一つの事業所が同じ産業に分類される複数の品目を製造、ないし加工している場合には、重複して計上されている。

9 本書で、平成23年及び平成27年の数値は経済センサス-活動調査の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

※なお、工業統計調査と経済センサス-活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意されたい。

10 地域区分

○ 水島工業地帯 倉敷市の次の地区

水島海岸通1～5丁目、水島川崎通1丁目、水島中通1～4丁目、水島福崎町、水島西通1～2丁目、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島相生町、水島東常盤町、水島西常盤町、水島東栄町、水島西栄町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東寿町、水島西寿町、水島東川町、水島南緑町、水島北緑町、水島南瑞穂町、水島北瑞穂町、水島南春日町、水島北春日町、水島南幸町、水島北幸町、水島青葉町、水島高砂町、神田1～4丁目、水島明神町、水島南亀島町、水島北亀島町、福田町浦田、福田町福田、福田町古新田、北畝1～7丁目、中畝1～10丁目、福田町東塚、東塚1～7丁目、南畝1～7丁目、松江1～4丁目、潮通1～3丁目、福田町広江、広江1～8丁目、呼松町、呼松1～3丁目、連島町連島、連島町亀島新田、連島町西之浦、連島町鶴新田、連島町矢柄、鶴の浦1～3丁目、連島1～5丁目、連島中央1～5丁目、亀島1～2丁目、児島通生、児島塩生、児島宇野津、玉島乙島

水島工業地帯の区域



○ 県民局別管轄市町村

県民局	管 轄 市 町 村(市町村番号順)
備 前	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備 中	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美 作	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

11 表中に使用した符号は次のとおりである。

『 - 』は、該当がないもの

『 0 』は、端数四捨五入のため表示単位未満のもの

『 ▲ 』は、数値がマイナスであるもの

『 X 』は、1又は2の事業所に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は、Xで表した。

12 本文中の産業分類の標記については、製造業の名称を略している。

《例》食料品製造業 → 食料品
生産用機械器具製造業 → 生産用機械器具

【問い合わせ先】岡山県総合政策局統計分析課経済統計班
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
電話 (086)226-7261 (直通)

※この結果表の内容については、「岡山県総合政策局統計分析課」のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/15/>